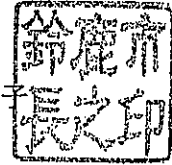


令和4年5月20日

鈴鹿青少年の森を愛する会 様

鈴鹿市長 末 松 則 子



令和4年5月6日付けで提出いただきました公開質問状&要望書につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 「事業主体 鈴鹿市」の看板について

- ①いつから鈴鹿市が、サッカースタジアムの建設工事の「事業主体」になったのですか？  
その理由は何ですか。

このたび「トリムコース利用制限のお願い」として掲げられた看板（以下、「看板」という。）は、事業者である株式会社ノーマークと株式会社アンリミテッド（以下、「事業者」という。）が、工事期間中、利用者の皆様の安全確保を図る目的として、トリムコースの利用制限をお願いしたものです。

鈴鹿青少年の森内に建設するスタジアム（以下、「スタジアム」という。）の設置・管理の手続きについては、公園管理者である三重県に対し、鈴鹿市が行っているところですが、建設の事業主体は、建設工事を行う事業者と考えております。

なお、看板に「事業主体 鈴鹿市」と記載されたことについては、鈴鹿市が建設するものと誤解を与えてしまうため、5月6日に、事業者に訂正を要請し、「事業主体 鈴鹿市」の表記を削除させていただきました。

- ②迂回路は、第3駐車場を起点とするトリムコースを利用するときの迂回路として示されていますが、多くの方が利用する第2駐車場から芝生広場に通じる歩道の迂回路が示されていません。第2駐車場から芝生広場に行く歩道はどうするのですか？

看板の記載では、ランニングやウォーキングで利用するトリムコース（周回路）を制限させていただくにあたり、当該トリムコースの迂回路を示しています。

なお、利用者の皆様が、第2駐車場から中央広場等公園内の各箇所に行かれる場合も、安全確保の観点から、工事箇所を迂回していただくことになるため、大きく分かりやすい看板や案内矢印など、より分かりやすい周知方法を検討するよう事業者に要請しました。

③迂回路の図示が、イラストに描かれた道と、写真に描かれた道が違いますがどちらが正しいのですか？

上記②と同様、分かりやすい周知方法について事業者に要請しました。

## 2 考え方の変化について

①これまで、公益性があるからと三重県から使用料免除で公園用地使用許可を得て、㈱アンリミテッドと㈱ノーマークがスタジアムを設置及び管理を行うとした協定を、根本からくつがえすことではないですか？これまでの使用申請・許可と協定では、公共性がないということですか？

スタジアムについては、三重県から公園機能の増進に資する公益性の高い施設であると判断いただき、本市が設置・管理の許可及び使用料の免除を受け、本市と事業者の間で「多機能複合型施設（スタジアム）の設置及び管理に関する協定書」（以下、「協定書」という。）を締結しているところです。

これまでの設置管理許可と協定書では公共性がないとは考えておりませんが、今後の施設の運用面について、さらに公益性や公共性を高める方法として検討を行っています。

②末松市長コメント「6月の理事会までにガバナンス体制を改善し、説明責任を果たして信頼回復に努めていただきたい。本市としても関係機関と連携しながら支援を行って参りたい。」（4月27日 伊勢新聞）と末松市長は言っています。ガバナンス体制が改善されるまでに、市として支援するのは問題があるのではないですか？ガバナンス体制が改善されるまで工事は中止すべきではないですか？

スタジアムは、本市のスポーツ振興や地域活性化に寄与するものと考えており、今後も三重県及び事業者と連携し、建設を支援していきたいと考えています。

なお、事業者に対しては、Jリーグ百年構想クラブの条件付き資格停止処分が6月のJリーグ理事会で解除されるよう、ガバナンス体制を改善し、それが機能、実践されるよう取組を進めるとともに、信頼の回復に努めるよう強く要請しています。

## 3 二つの情報公開と関わって

①植生の移植に関わる4/11付けの決定通知によれば、まだ計画すら出ていない模様です。（改めて、5月再請求させていただきますが）県の貸与条件も満たさぬまま市民・利用者の行動を制限するのは違法ではありませんか。

スタジアムの建設にあたっては、事業者に対し、三重県の許可条件のとおり、樹木を伐採する前に、現地調査を行い、移植・植栽計画を提出するよう要請しています。

現在は、工事中の安全確保等のため、工事区域の仮囲いをしていると認識しています。

②4/15 付けの公開請求の公開を 5/9 に受けますが、部分開示のようです。その内容によっては市長の 4/14 の記者会見の前のめり、議会・市民無視が懸念されます。情報公開文書と市長の記者会見の整合性を説明してください。

貴会に対し、5月9日に全部公開した公文書は、本市と三重県の間で、協定書やスタジアムの位置付けなどについて協議した結果を記したものです。市長の4月14日の記者会見における発言については、その内容について、一つの案として発言したものであり、確定事項ではありません。

#### 4 以下、関連して要望します。

①今まで、市長の指示のまま「文化スポーツ部スポーツ課」を一方向的に窓口にしてきましたが、限界があります。環境政策、都市計画を市民説明窓口を設定してください。

スタジアムは、主としてサッカーをはじめとするスポーツの振興のほか、地域活性化など賑わいと交流を創出する拠点として建設するものであり、本市の文化スポーツ部スポーツ課が窓口となり、必要に応じて環境部環境政策課や都市整備部都市計画課等、組織内で確認を取りながら対応にあたっています。

引き続き、ご意見等は、文化スポーツ部スポーツ課にて随時伺わせていただきます。

②2/9 設置の看板は、3か月たっても工事はできず、利用者の不安を募らせるばかりです。今回の貼り足しはさらに不安と怒りを惹起しています。工事をしない看板は即刻撤去すべきです。

このたびの看板につきましては、利用者の皆様に誤解を与える表現となりましたこととお詫び申し上げます。

なお、5月9日から事業者が現場の工事を再開しておりますので、工事に係る看板につきましては、引き続き、設置させていただきます。